

海底配管建設技術に係る安全衛生対策のあり方に関する検討会開催要綱

1 目的

高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号。以下「高圧則」という。）では、火傷等の防止の観点から高圧室内業務を行うときは、作業の性質上やむをえない場合であって、ゲージ圧力 0.1 メガパスカル未満の気圧下の場所を除き、その内部において溶接等の作業を行ってはならないこととされている。

しかしながら、近年、海外では海底油田の開発とともに原油の輸入等のための原油パイプラインを敷設する海底配管建設技術への需要が高く、水深数十メートルの潜かん内で酸素分圧を調整しつつ溶接作業を伴う工法（以下「ドライチャンバー工法」という。）も既に実用化されている。

こうした中、我が国においては、海底に敷設されているパイプラインについて、台風の被害や老朽化等に伴い、当該工法を用いて補修・修復する必要性が生じてきているものの、高圧則の規定もあって、当該工法の施工実績が無いことから、本検討会において、当該工法による施工に係る安全衛生対策のあり方について検討を行う。

また、当該工法では、現時点においては、外国人による作業も想定される。この外国人は、日本の潜水士免許等を所持していないものの、海外の潜水士資格を所持していることから、その取扱いについても併せて検討を行う。

2 検討事項

ドライチャンバー工法による施工を行うに当たり、以下の事項に係る安全衛生対策について検討を行う。

- (1) 火傷等の防止に関する規制のあり方
- (2) 潜水士免許等の資格の見直し
- (3) その他、ドライチャンバー工法に係る安全衛生対策

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は参集者がその互選により選任する。また、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ参集者以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。